
*
* 定 款 *
*

株 式 会 社 ぐ る な び

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当社は、株式会社ぐるなびと称し、英文名をGurunavi, Inc. とする。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）インターネットおよびコンピューターを利用した情報処理、情報提供および広告配信サービス業務
- （2）企業および個人事業の販売促進に関する企画立案、コンサルティングおよび営業活動支援業務
- （3）経営支援業務
- （4）経営コンサルティング業務
- （5）ラジオ、テレビ、新聞、雑誌の広告企画、制作および販売
- （6）書籍、雑誌、その他印刷物および電子出版物の企画、制作ならびに販売
- （7）一般広告代理業
- （8）企業の商品・サービスに関する販売促進、販売代理店業務および情報・サービスに関する提供促進に関する受託業務
- （9）マーケティングリサーチ業務
- （10）インターネット等を利用した食材、食料品、厨房機器その他食または飲食に関する商品・製品の売買、賃貸ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
- （11）旅行業法に基づく旅行業
- （12）飲食店の経営、企画、運営および管理
- （13）酒類の販売
- （14）損害保険代理業
- （15）不動産の賃貸、管理ならびに仲介業
- （16）有料職業紹介事業
- （17）労働者派遣業
- （18）前払式支払手段の発行および販売
- （19）資金移動業
- （20）金銭の貸付、債務の保証、各種債権の売買等の事業
- （21）各種商品券、チケット、割引優待券の販売およびその斡旋業
- （22）コンピューター、コンピューターシステムおよびその周辺機器等ならびにソフトウェアの開発、販売および仲介業務
- （23）コンピューター、通信機器、インターネット等を利用した受発注・決済処理および課金業務
- （24）著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得およびその管理運用
- （25）食および飲食店事業に関する教育
- （26）厨房機器その他食および飲食業に関連する製品の研究開発、製造、売買、賃貸および輸出入ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
- （27）内装、展示ブース、展示ディスプレイおよび看板の企画、施工および監理ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
- （28）食料品、原材料および関連製品の研究開発、製造、加工、売買および輸出入ならびにそれらの斡旋仲介およびコンサルティング

- (29) 物流に関する業務の受託ならびに幹旋仲介およびコンサルティング
- (30) 古物営業法に基づく古物商
- (31) 有価証券の取得、保有および売買ならびに投資事業有限責任事業組合その他の投資事業を営む組合の組合財産の管理および運用
- (32) 金融商品取引業、投資運用業および投資助言・代理業
- (33) 農業、畜産業および水産業ならびにそれらの調査、企画および開発
- (34) 温室効果ガス排出削減量または吸収量のクレジットに関する研究開発、売買、幹旋仲介およびコンサルティング
- (35) 銀行代理業
- (36) 前各号に関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、184,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により定める。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿

および新株予約権原簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規則）

当会社が発行する株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役または当会社の株主である執行役員がこれに代わる。

第14条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第17条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第18条（取締役の選任の方法）

当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。
3. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第19条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 前条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は当会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名を選定するほか必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第21条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第22条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊

急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第23条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 取締役会の決議の目的事項にかかる提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第25条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

第26条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第27条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

第28条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第29条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第30条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人の責任

第31条（会計監査人の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い金額とする。

第7章 計 算

第32条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第33条（剰余金の配当の基準日）

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

2. 当社は、毎年9月30日または3月31日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

3. 前2項のほか、当社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または登録された株主等に対して、剰余金の配当をすることができる。

第34条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

（附則）

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第34回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条（監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第34回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。

(制定記録)

制定	平成元年	(1989年)	10月 2日	(会社設立)
改正	平成11年	(1999年)	12月28日	
改正	平成12年	(2000年)	2月 9日	
改正	平成12年	(2000年)	2月29日	
改正	平成12年	(2000年)	3月10日	(平成12年3月16日 効力発生)
改正	平成12年	(2000年)	6月12日	
改正	平成12年	(2000年)	10月31日	
改正	平成13年	(2001年)	6月20日	
改正	平成13年	(2001年)	9月28日	
改正	平成14年	(2002年)	6月28日	
改正	平成15年	(2003年)	6月25日	
改正	平成15年	(2003年)	11月28日	
改正	平成16年	(2004年)	8月 6日	(平成16年9月22日 効力発生)
改正	平成16年	(2004年)	8月27日	(平成16年8月30日 効力発生)
改正	平成17年	(2005年)	5月25日	(平成17年8月19日 効力発生)
改正	平成17年	(2005年)	6月29日	
改正	平成18年	(2006年)	6月19日	
改正	平成19年	(2007年)	6月22日	
改正	平成20年	(2008年)	6月18日	
改正	平成21年	(2009年)	6月19日	
改正	平成22年	(2010年)	6月17日	
改正	平成23年	(2011年)	2月25日	(平成23年 4 月 1 日効力発生)
改正	平成23年	(2011年)	6月17日	
改正	平成26年	(2014年)	2月 5日	(平成26年 4 月 1 日効力発生)
改正	平成27年	(2015年)	6月22日	
改正	平成29年	(2017年)	6月21日	
改正	平成30年	(2018年)	6月20日	
改正	令和元年	(2019年)	6月19日	
改正	令和 2 年	(2020年)	6月17日	
改正	令和 3 年	(2021年)	6月21日	
改正	令和 3 年	(2021年)	11月30日	(令和 3 年12月10日効力発生)
改正	令和 4 年	(2022年)	6月22日	
改正	令和 5 年	(2023年)	3月1日	
改正	令和 5 年	(2023年)	6月21日	
改正	令和 7 年	(2025年)	6月25日	
改正	令和 8 年	(2026年)	6月26日	